

速記録

第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会 (上流域)

日 時 平成19年1月22日 (水)
午後 1時 0分 開会
午後 3時50分 閉会
場 所 土佐町保健福祉センター
2F あじさいホール

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○司会

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所副所長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで1点、お願いを申し上げます。喫煙についてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は2階玄関前となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。ここからは座って説明させていただきます。

会議に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。配付資料一覧表を1枚目に入れておりますのでご確認ください。不足がございましたら、近くのスタッフまでお申しつけください。

次に、傍聴者の皆様をお願いいたします。本会議は公開としておりますが、傍聴に關しましては、受付でお配りしました「傍聴にあたってのお願い」を守っていただきますようお願いいたします。円滑な議事進行のため、ぜひご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

次に、市長、町長、村長の皆様をお願いいたします。発言に当たっては、マイクを通してのご発言をお願いいたします。また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては、会議後、ホームページに公開するよう予定しています。その際、市長、町長、村長の皆様のご氏名を明示して公開します。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、公開に際しましては、市長、町長、村長の皆様にご発言を確認いただいた後、公開したいと思っておりますので、お手数ですが、後日確認をいただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

2. 挨拶

○司会

それでは、お手元の「議事次第」に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

○河川管理者

四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。日ごろは国土交通行政にいろいろとご協力いただき、ありがとうございます。また、今日傍聴の皆様方、平日にもかかわらず、傍聴ありがとうございます。吉野川河川整備計画の第2回目の意見を聴く会ということで、開会に当たりましてごあいさつさせていただきます。

この吉野川の河川整備計画につきましては、昨年の6月23日に素案を発表いたしまして、この素案に対して、丁寧に幅広く、また公平に流域の多くの方々のご意見をいただくため、吉野川の学識者会議、それから吉野川流域市町村長さんのご意見を聴く会、また吉野川流域にお住まいの住民の皆様方の意見を聴く会という、3つの会議を6月の末から9月の末にかけて11回開催しました。また、この期間を通じて、パブリックコメント、はがきとかファックス、インターネットを通じたご意見の募集を行いました。これらのさまざまな機関を通じたご意見募集を通じまして、800件を超えるご意見をいただきました。

このたび、皆様からいただいた貴重なご意見をもとに素案を修正し、吉野川水系河川整備計画【修正素案】を作成しました。この素案につきましては昨年12月18日に公表し、あわせて、ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方についてということで公表することができました。また、この公表にあわせまして、今後さらにさらなる意見の募集や会議等の開催予定、こういうものについても公表したところでございます。

この吉野川水系の河川整備計画につきましては、今後はこの修正素案をもとにさらに質疑応答や意見交換を通じて再度ご意見をお聞きし、修正素案をさらに修正を重ねていく、できるだけ皆様のご意見を反映させていくという過程を繰り返し実施していきたいと考えております。

吉野川につきましては、私が申すまでもありませんが、平成16、17と非常に大きな出水とか大渇水に見舞われております。流域にお住まいの皆様方にとっては、その生活に多大な被害、影響を与えております。今後、早期に吉野川水系河川整備計画を策定いたしまして、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えております。

本日は、この吉野川水系河川整備計画【修正素案】に対しまして、上流域の市町村長の皆様方のそれぞれの立場での河川整備に対する具体的なお意見を願いたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、会議の開催にあわせましてごあいさつしました。本日はよろしく申し上げます。

○司会

ありがとうございました。

3. 市町村長 紹介

○司会

次に、本日出席者の市長、町長、村長の皆様をご紹介します。名簿順にご紹介いたします。市長、町長、村長の皆様はご着席のままで結構です。

新居浜市長佐々木龍様（代理 新居浜市参与鈴木暉三弘様）。四国中央市長井原巧様（代理 四国中央市水道局局長松本孝芳様）。本山町長今西芳彦様。大豊町長岩崎憲郎様。土佐町長西村卓士様。大川村長合田司郎様（代理 大川村事業課課長補佐明坂健喜様）。いの町長塩田始様。

本日は全員の出席をいただいております。

4. 議事

- 1) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ
- 2) 第1回吉野川流域市町村長の意見を聴く会の主な意見について
- 3) 吉野川水系河川整備計画【修正素案】について

○司会

それでは、議事へと入りたいと思います。本日の議事進行は、徳島河川国道事務所副所長の大澤が行います。それでは、大澤さん、お願いいたします。

○河川管理者

それでは、本日の議事進行を務めさせていただきます、国土交通省の徳島河川国道事務所の大澤と申します。よろしくようお願いいたします。ここから少し、座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料でございます資料1に「議事次第」というペーパーがございますので、この「議事次第」に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

まず初めに、議事の1番目でございます「吉野川水系河川整備計画策定の流れ」、それから2番目、3番目の「吉野川水系河川整備計画【修正素案】について」という、ここまでを事務局の方で一括してご説明させていただきたいと思っております。その後、休憩を挟みまして、議事の4項目でございます「質疑応答・意見交換」というところに入っていきたいと考えております。

それでは、事務局の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。

ただいまから、今司会が言いましたように、1) 2) 3) 、整備計画策定の流れ、それと第1回の意見を聴く会の主な意見、並びにその意見を踏まえまして修正素案につきまして、ただいまからご説明申し上げます。パワーポイントの方、前にありますので、それに基づきまして説明させていただきます。こちらの方のパワーポイントでやりますので、見ていただければと思いますが。

まず最初に、河川整備の基本方針と河川整備計画の特徴ということで、改めての話にはなりますけれども、枠組みにつきまして再度ご説明申し上げます。この河川整備基本方針は、河川の整備を行うに当たりましての長期的な基本方針あるいは基本的事項を定めるものでございまして、これは水系で定めます。吉野川であれば吉野川水系で定めます。全国的なバランスもございまして、この策定に当たりましては、社会資本整備審議会の河川分科会というのがございまして、その学識者の方々からご意見をお伺いして国土交通大臣が定めるということになっております。吉野川水系につきましては、一昨年に策定が終わっております。

次に、この河川の整備計画でございますが、これは河川整備基本方針に沿いまして、具体的な整備内容を計画的に実施すべく区間について定めるということになっておりまして、これは吉野川の区間ごとに具体的な施設整備の内容を定めるということになっております。内容につきましては、20年ないしは30年後の整備の目標を定めまして、個別の整備内容を明らかにするということで、もう皆様に修正素案あるいは素案の形でお示ししている内容でございます。

次、お願いします。これが吉野川水系河川整備計画の策定の流れということで、手元にも資料7という形でお配りしておりますけれども、第1回目ということで、これが、一番左側のこの第1回目、まず素案を、たたき台をつくりまして皆様に最初にご説明申し上げました。さらに、吉野川水系は四国4県にまたがっているということと流域に住まわれている方々も多いということで、いろんなご意見があるということから、多様な意見を的確に反映すると、幅広く聴いて反映していくということからして、学識者の方々からのご意見、あるいは住民の方々からのご意見、それと流域の市町村長の皆様からのご意見、合計11回の意見を聴く会を開催させていただきましてご意見を伺っております。また、並行しまして、パブリックコメントという形で、インターネット等を通じてご意見も募集しております。

す。

そういったご意見をまとめまして公表しております。819件のご意見がございました。11月24日に意見をそのまま公表しております。そのご意見の中にはやはり重複しているご意見等々ございますし、また論点を明確にすることから整理しまして、その整理したテーマについて、意見につきまして国土交通省の考え方を整理しております。また、あわせまして、その意見をもとに素案を修正しております。その修正した素案、あるいは国土交通省四国地方整備局の考え方を改めて今回お示ししております。そして、今回第2回目に入ってくるわけですが、これからも再度、学識者の方、流域住民の方、流域市町村長の皆様方、この方々からのご意見をお伺いして、さらに修正を繰り返していくというようなことになります。

次、お願いします。ご意見のとりまとめの方法でございますが、皆様に配付させていただいております、四国地方整備局の考え方の中にいろいろ書いてございますけれども、とりまとめに当たりましては、テーマ、5項ありまして、「河川整備計画全般」と、これは共通の項目として整理しております。分野を6つに分けておりまして、最初はこの「河川整備計画全般」で共通事項と。次に2番目で「洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減」ということで、これは治水の項目で整理させていただきました。「河川水の適正な利用」ということで、これは利水という形で整理させていただいております。次に「河川環境の整備と保全」、これは環境、「維持・管理」は管理ということで、その他の意見につきましては、また「その他」ということで整理しております。これを12月18日に、皆様のお手元にお配りしておりますような、ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方並びにこの修正素案というものを整理して発表させていただきました。

次、お願いします。これが四国地方整備局の考え方ということの資料の中でございますが、とにかく819件の意見がございまして、左から2つ目のところに「意見及び質問」という項目がございます。その中にはこの819件の意見をそのまま書いてございまして、それを、意見の要旨を、重複等々ありますので整理したのがこちらの欄になります。これを一つのテーマにしまして、例えば「治水・利水・環境の優先順位について」ということで、例えば「共通 - 3」という形でこうまとめております。この項目に対して整備局の考え方をここに、この欄に書いておりまして、その考え方に基づいて素案を修正したということになれば、この欄に修正した文章が書いてあります。修正した文章は太字で書いておりまして、削除したところは見え消しで線を引いております。ご意見に対しまして、既に素案

で書かれているというところにつきましては、このように下線で文章の下に線を引いて改めてお示ししているということでございます。

次、お願いします。これは河川整備計画に関する公表資料ということで、今まで、修正素案あるいは整備局の考え方、ニュースレター等々、いろいろな資料がございます。こういう資料は、四国地方整備局並びに各事務所、水資源機構の各事務所並びに各県、各市町村役場、こういうところの60機関で公表をしております。さらに、中のデータというのは膨大になりますので、そういう資料につきましてはまたまとめて、これは、吉野川情報室とありますけど、徳島の河川国道事務所の中にありますけども、そういうところで閲覧ができるようにしておりますし、また統管なり関係事務所でも閲覧ができるようにしていきたいというふうに思っております。

次、お願いします。これが、今までの整備計画策定の流れ等を説明させていただきましたが、これからは、ご意見に対する考え方を整理しましたものを説明させていただきます。特に、上流の会場で住民の皆様、市町村長の皆様方からいただきました意見を中心に整理させていただきました。まず、「河川整備計画の見直しについて」ということでございます。このパワーポイントの見方でございますが、これはテーマで、先ほど説明しました138の、意見を集約してテーマを138設定しましたけれども、そのテーマでございます。これがテーマの番号でございます。これは、四国地方整備局の考え方という資料の中の左側に「共通」とか「治水」とかいう番号がついていますけれども、それでございます。素案のページは、例えば59ページとか86ページに載っていますよという場合は、ここにそういうのを書いてございます。

まず、「河川整備計画の見直しについて」というご意見がございました。内容は、河川整備計画見直しの時期について具体的に示しておくべきではないか、河川整備計画は途中で見直しすることができるのか、生物のモニタリング結果で計画変更が可能なくらい柔軟な姿勢を持っていただきたい、こういったご意見をお伺いしております。

次、お願いします。そういった中で、「森林の現状と今後について」ということで、森林につきましては、河川管理者としてもその重要性というのは認識しております。整備計画の素案に森林の現状と課題というものを追加して入れるようにいたしました。森林につきましては、これは森林の面積を書いておりますが、大体、昭和45年以降3,100km²で、大体、森林面積自体は一定でございます。これは国有林と民有林の割合を円グラフで示しております、大体、比率を見ますと国有林は全体の10数%ということで、民有林が非常

に大きいと、広いということでした。

次、お願いします。次に「森林に関する他機関との連携について」ということでもあります。たくさんご意見をいただきまして、林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立ててほしい、あるいは上流域の森林の整備は今すぐにでも取りかからなければならぬ事業だと思うと、あるいは濁水の問題も林野庁との連携を強化していく、砂防事業を実施する際には森林整備について連絡調整できるような会議を広域に広げるようなことができたと思うというようなことです。あるいは、森林の持つ力を信じて森林活性化のため山の木を使って町の人が家を建てる活動をしている、活動されている方のご意見でしょう。それと、自治体、住民と連携し森林整備を検討する場を設置すること、そういった、こういうご意見をいただきました。

次、お願いします。それを受けまして、これは河川整備計画素案の105ページでございますが、河川整備計画は、やっぱり河川法にのっとりまして、河川管理者が実施する施策を中心に基本として記載しているということでもございまして、森林整備につきましては、河川管理者が実施する事業内容としては含まれていません。ということで、整備計画に森林整備そのものを位置づけるということはちょっと難しいということで、関係機関との連携を強化するということから、素案の「今後に向けて」というところの「地域住民、関係機関との連携・協働」という項目がございまして、そのところに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している森林管理局等の関係機関との連携に努めると、こういう文章を修正し追加いたしました。

次、お願いします。これは、直轄で砂防事業を実施しております。一応、吉野川の上流域では、早明浦ダムの上流域、南小川の区域と祖谷川の流域、こういったところで直轄の砂防事業を実施しております。土砂流出対策等々の、あるいは濁水対策も視野に入れた事業を実施しております、その中で、例えば砂防と治山との連絡会議で情報交換なり、そういった連携を密にしているというようなことは行われております。

次、お願いします。「森林による土砂流出抑制について」というテーマで意見をいただいております。ダムの濁水対策のためにダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと、あるいは土砂災害防止のため住民や自治体とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと、あるいは、平成16年は昭和51年ごろに相当する雨が降ったにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況がよくなったのではないかと検証してほしいと、同じ国交省だから山地砂防は記載できるのではないかと、こういっ

たご意見もいただいております。

次、お願いします。これは、砂防事業については、これは砂防事業の説明でございますが、大きく、この水系砂防というのと地先対策としての砂防というのがございまして、水系砂防は、上流域で山腹が崩壊したり土砂が流出したりしまして、それが下流に流れてきて河床が上昇すると、それに洪水が乗っかるとはん濫してしまうと、こういったところから、砂防堰堤等をつくりまして流出土砂をコントロールすると、そういうような事業というのを、いわゆる水系砂防と言っております。そういった事業。特に荒廃山地の多い源流域を持つ吉野川では、こういった事業というのが非常に重要であるというふうに考えております。それと、直接的に人的な被害あるいは家屋被害を防止するために砂防堰堤をこういったところにつくると、こういった事業もやっていますし、またこういったハードな対策とあわせまして、警戒避難体制の整備ということで、ソフト対策もあわせて、自治体等々、一緒になって実施しているというのが現状でございます。

次、お願いします。これも土砂流出抑制ということで、これは朝谷の山腹工の事例でございますが、こうやって山腹が崩壊したりしているところについては植栽をし、これは2年後の写真ですけれども、こういうふうに植栽が根づいて繁茂してきているというような状況でございまして、災害で特に荒廃した山腹につきましては、緑を復元して土砂流出防止ということとあわせて環境保全、回復の取り組みを進めております。

次、お願いします。これはグリーンベルト事業といたしまして、これは地図がございすけれども、早明浦ダムがここにありまして、早明浦ダムのこの周辺、湖岸、これが以前裸地でございまして、ここに雨が当たったり、いろいろ流れが出てきますと、この辺から土砂が流出して濁水になる、こういったようなことがございまして、こういったところについて植栽をして、今、これは10年後ですけれども、崩壊防止のためにこういう事業をしていたということでございます。これが濁水の発生を抑制しております一つの事業でございます。

次、お願いします。これが、再掲になりますが、土砂流出抑制について、流出土砂抑制という観点からいいますと、先ほどの文章の中に、土砂流出の防備機能等の保全が図られるようという、こういうことで四国森林管理局等との連携に努めるということでございます。

次、お願いします。これは「ダムの洪水調節について」ということでございまして、この意見は、ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した早明浦ダムの操作を

してほしい、アメダスなどの情報を活用することで事前放流が可能になるのではないかと、ダム管理で弾力的な運用というものがもっとできるようにしていただきたい、こういうご意見をいただいております。

次、お願いします。これは早明浦ダムの洪水調節の図でございまして、御存じの方もいらっしゃると思いますが、ちょっと説明させていただきますと、これは早明浦ダムの、縦軸がダムへ入ってくる流量あるいはダムからの放流量、こっちが時間でございまして、ダムに入ってくる量がだんだん、雨が降って時間が過ぎてくるとどうと大きくなってきて、それに対して、この $800\text{m}^3/\text{s}$ 、流入量が $800\text{m}^3/\text{s}$ になりますと、この入ってくる量の一部をダムにためていきまして放流量を抑えると。ダムのピークになりますと、そのときの放流量をそのまま横に維持すると。結果的に、こういうところの流量をダムにため込むと。通常は9,000万 m^3 という早明浦ダムの洪水調節容量を使ってこういう洪水調節操作をするということでございます。

これが実績でございまして、これは平成16年の台風23号のデータでございまして、これは流入量がこのようになっていまして、放流量を、普通の操作ルールで、通常の操作ルールでいきますと、流入量に対してある一定率で放流して行って、ピークが来るとそのまま放流量を維持すると。この部分をためて洪水調節をし、下流の浸水被害を軽減するというところでございまして、このときは特に放流量を絞った操作をしました。これは、そのときのダムのあいている容量あるいは雨の状況、台風がもう後にないと、いろんな条件を総合的に考えてこんな操作をしたという実績でございまして、これは、いろんな状況、条件が整って初めてできるものでございまして、あらかじめこういった操作をお約束できるようなものではございません。こんな調節実績もあるということでご紹介をしました。

次、お願いします。事前放流につきましてのご意見、ご要望等もたくさんお聞きしまして、通常は、計画はこちらの方の図でございまして、下に堆砂容量、毎年毎年土砂が入ってきますから、そのための容量をあらかじめ設定しておいて、その上に上工水の水や農業用水の、使うための水をためております。その上に洪水調節容量ということで、早明浦ダムでは9000万 m^3 、これは常に空っぽの状態になっております。満水といっても、通常であればもうこれ以上の水位は上に上がっておりません。常にこれはあいております。洪水調節のためにあけております。

事前放流といいますと、さらにこの水位を下げて、こういって大きく容量を確保すると、利水容量の一部を使って確保するということになりますので、洪水が終わったらこれ

を回復する必要があるとございます。ここまで上げる必要が、もとに戻す必要がございます。もしこれが仮に雨が思ったほど降らなくて十分回復しないということになりますと、今度は渇水ということでまた新たな社会問題が起きてくるということから、事前放流につきましては慎重に対応する必要があるということとございます。もちろん利水者の了解は事前にとる必要があるということとございます。

次、お願いします。これは早明浦ダムを下流から見た図でございまして、早明浦ダムの、洪水ではなく、放流するゲートが6門ございますけれども、そのゲートの一番下の高さが標高で325mでございます。その下に水位があってもゲートでも放流ができませんから、洪水の初期の段階でどんどんたまっていくだけということで、これ以上上げても、その容量というのは有効には利用できないというような状況でございます。

次、お願いします。それと、降雨予測が最近、精度がよくなったという話で、従来に比べて精度は上がったと思います。ただ、いつもいつも精度よく降雨予測というのができるわけではないということのデータでございますが、これは台風の進路予測でございますが、平成18年の台風3号でございます。7月5日に予測しますと、大体、四国の西側を通るような予測が出ておりましたけど、7月6日、もう翌日になりますと今度は高知沖を通るような予測になりまして、もう1日過ぎますと、今度7日になりますと今度は朝鮮半島に行くような予測になるということで、なかなか予測を、向こうの、こっちの沖合におると当たりにくいということとございました。

これは、では実際、予測が合うと雨がどのぐらい降るのかということなんですが、これが平成17年の台風14号、あの渇水のときにどっと来た台風でございますが、そのとき早明浦ダムは総雨量が691mmということで700mm近い雨が降りました。そのときの最大の流入量が5,639m³/s でございました。同じようなコースをたどったのが18年、昨年ですね、13号でございまして、これも北部九州を通って日本海に抜けた台風でございまして、気圧も17年の台風14号が九州付近で950hPa(ヘクトパスカル)、昨年の13号が940hPaということで、同じような規模ではないかなと思いましたが、雨の降り方が、こちらは200mm足らずの雨が降ったということで、なかなか雨の量も、同じようなコースをたどっても降り方も違いますし量も違うということで、なかなか精度は、10年から比べたら上がっておるんでしょうけど、まだ100%確実にというのは見込みにくいというのが状況でございます。

次、お願いします。これも同じようなデータでございますが、これは気象協会がやっている48時間雨量予測ですね。実際はこういう雨の降り方になっていますので、130mmぐ

らの予測に対して29mmということで、なかなか雨の量的な予測というのは難しいというのが現状だというふうに思っております。

次、お願いします。それで、早明浦ダムの改良につきましてご説明申し上げますが、ご意見として、早明浦ダムを事前放流が可能な施設、貯水位が低くても放流が可能な施設に改善してほしいというようなご意見、あるいは早明浦ダムの洪水調節機能を大きくしたらダムの下流域はどうなるのかというようなご質問、ご意見、こういったものを受けております。

次、お願いします。これは素案の中にもあった図でございますが、早明浦ダム管理開始以来31年間で4回ですね、計画の流入量4,700m³/sを超える流量を観測しております。そのうち2回は、計画が2,000m³/sの放流量でございますが、それを超える放流を実施しております。この2回の放流というのは、昭和50年、昭和51年の台風でございました。そういうところから、やはり早明浦ダムの治水機能の向上というのは必要であるというふうに考えております。

次、お願いします。「早明浦ダムの改良について」でございますが、まだ具体的にどういう形でどのぐらいの量をというのは、今のところ全くまだ決まっておりません。一つの考え方としまして、現状は利水容量の上に洪水調節容量があるということで、その洪水調節容量を増量するということになります。

次、お願いします。先ほどは下流側からダムの正面を見ておりましたけれども、これは上流からの写真でございます。水位が下がって渇水状態になったら、やはり放流能力というか、放流設備がありませんので、もうためるだけということになりまして、これを有効に利用するためには、もっと低いところで放流設備が必要になってくると。そうすることによって、下げた容量を有効に洪水調節に使うことができるということでございます。

次、お願いします。あわせて、これは柳瀬ダムの改良につきましてもご意見、ご質問いただいております。上流ダム群の改良等の一つとして、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい、もう1つが、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うとありますが、これは洪水調節に関係するものかというご質問でございました。

次、お願いします。柳瀬ダムも昭和29年にできたダムでございますが、えらい古いダムでございますが、洪水の放流ゲートがやっぱり4門しかございません。これより水位が下がると洪水を放流するゲート等はございません。こういった状態で洪水が来るといことになると、初期の段階でためる、ため込むということになりまして、そうこうするうち

に流入量が大きくなってくると、それでこういうゲートのところまで水位が上がってやっ
と放流できるようになると、こういうことになりますので、もっとスムーズに放流量をふ
やして治水容量、洪水調節のための容量を有効に使うためにも、もっと低い標高で洪水が
はけるような施設に改造する必要があるというふうに考えております。

次、お願いします。これは柳瀬ダムを下流から見た写真でございまして、一応、放流
設備の新設ということで、新たにこういったところにゲートを設けるようなことで、今、
事業計画を検討中ということでございます。柳瀬ダムの場合は、洪水調節のための容量を
ふやしてということではなくて、スムーズに放流量をすりつけるというための改造でござ
います。

次、お願いします。これが「渇水対策について」ということで、ご意見は、近年、渇
水被害が頻発しており、河川整備計画素案には具体的な渇水対策を記載してほしいと、吉
野川水系全体の利水の状況や流水の正常な機能の維持、ダムの役割等についてもっと情報
を公開し、わかりやすく説明してほしいと、こういうご意見がございました。

渇水対策については本文の方にも文章を書いておりますけれども、既存の水資源開発
施設を有効に活用するというのが大切でございまして、異常渇水の対応を含めて総合的な
検討を進めていくというふうに書いてございます。これは渇水の際の渇水調整協議会、
いわゆる「吉野川水系水利用連絡協議会」という協議会での状況の写真でございます。渇
水の際には、こういった場で節水について協議するというということでございます。こ
れは、情報をわかりやすく出してほしいというのがありましたので、吉野川ダム統合管理
事務所のホームページにも情報がわかるようになっておりますし、また水資源機構の方の
ホームページにもダムの情報等はわかるようになっております。その辺のところもご参考
にさせていただきたいというふうに思います。

次、お願いします。次、早明浦ダムの濁水についてでございます。ご意見としまして
は、濁水については早明浦ダムの直下流と下流域の被害状況を把握する必要がある、水質
の基準を満たしているとなっているけど、下流では渇水時に悪臭のする水が流れていると、
濁水の原因について教えてほしい、ダムの、これは湛水だと思いますね、ダムの湛水に起
因する地すべりや、それに伴う濁水が現実には発生しているので保全してほしいと、こうい
ったご意見をいただいております。

次、お願いします。濁水の原因についてでございますが、早明浦の上流域の方、地質
は三波川変成地帯ということで、結晶変岩のもろい地質ということで、山腹崩壊とか地す

べりが発生しやすいということで、そういった崩壊土砂が洪水のときに高濁度で早明浦ダムに流れ込んでくるということがありますし、また、貯水池のこういう周辺にもこういう裸地があるということと、貯水池の末端にたまっている土砂を一緒に巻き込んで流れてくるということもあって濁水の原因になっているということでございます。あと早明浦の入ってくる土砂の粒子が小さいものですから、なかなか沈降しないと、下に沈まないということから、濁水が、水が澄まないというような状況にもなっております。

次、お願いします。これは、濁水の観測結果というのは、今までの分については水資源機構の方でも整理はしてございますが、観測地点がこうあります。今度、大豊町の方にも濁度計を設置して観測をするというふうに考えております。今後とも濁水長期化の軽減を図るということで、素案の方にも、99ページにもそういった記載をさせていただいております。

貯水池内の地すべり対策につきましては、今までもやってきましたけれども、引き続き、何かあったときには対策は当然しますし、災害発生時には速やかに災害復旧工事を実施したいというふうに思っております。それと直轄の砂防事業で実施しております地すべりというのは、湛水というものではなくて、もともとやっぱりあった大きな地すべりをとめるというのが目的でございまして、早明浦ダム貯水池周辺の3地区、井尻、下中切、小南川と、こういったところについては今年度から事業を実施するというふうに聞いております。

次、お願いします。これは早明浦ダムの濁水対策ということで、意見は、早明浦ダムに起因した濁水問題に対して抜本的な対策を講じてほしい、それと濁水時の濁水対策として導水バイパスをつくってほしいと、こういったご意見をいただいております。

次、お願いします。早明浦ダムの濁水対策につきましては砂防事業というものをずっと続けておりまして、さらにダムの湖岸のグリーンベルト事業なり、あるいは堆積した土砂の搬出、こういったことをやってきております。いろいろ委員会をつくりまして、原因、対策方法を検討してこういった対策法に結びつけてきたということでございまして、本文の方にも書いてございますけれども、早明浦ダムの放流設備の追加と、こういったものが濁水軽減に効果があるというふうな検討結果もございますので、放流設備の追加検討の際には、そういった観点もあわせて検討していくということになるかと思っております。

次、お願いします。これは早明浦ダムにおける濁水対策で、一つの例としまして、ちょっと低いところに放流設備を設けるとどのようになるかというのは、これはあくまでも

イメージでございますので、わかりやすく描いた図でございます。通常であれば、今はこの上の方にしかゲートがございませんので、洪水が入ってくると、ずっとダムの上まで入ってくるわけですが、放流設備が上にありますので、やっぱり上に吸い上げられて放流していくということになりましてダム全体が濁りやすいということだと思いますが、さらにもっと低いところで放流設備を設けますと、濁水を洪水時に少しでも多く放流しておけば、後々、濁水そのものが少なくなれば、全体が仮に濁ったとしても澄むのが早くなるということでございますので、そういったことを期待して検討をしつつあるということでございます。

次、お願いします。これが導水バイパスでございますが、濁水の際に、ダム湖そのものが濁っているから、せつかく入った水は、きれいな水をバイパスして出したらどうかというご意見でございました。通常、こうですね、ダムの濁った水の放流とあわせて、導水バイパスとあって、きれいな水を放流するということになりますが、早明浦ダムの場合、こうやっても下流の必要流量というのが、濁水の際には早明浦ダムに入ってくる量というのは異常に少なくなりまして、下流に必要な流量というものを賄うというのはできませんので、どっちみちダム湖から大量に放流するということになりますので、導水バイパスの効果そのものは非常に薄い、低いというようなことで考えております。実施は難しいのではないかと、難しいというふうに思います。

次、お願いします。これが「水源地域ビジョン」でございます。銅山川の方でいただいた意見でございますが、河川整備計画は銅山川3ダム水源地域ビジョンとの連携協体制で臨んでほしい、あるいはその水源地域ビジョンとはどのようなものか教えてほしい、またその情報はホームページを見ればわかるのかというようなご意見をいただいております。

次、お願いします。水源地域ビジョンの基本方針でございますが、これは銅山川3ダムの水源地域ビジョンでございます。これは基本方針ということで、水源地域の担う公益機能の向上とか水源地域に対する理解の向上、観光、振興とか他地域との交流促進と、こういった基本方針がつけられておまして、これに対しまして具体的な事業を今後実施していく必要があるというふうに考えておまして、できるだけ、関係機関と、あるいは住民の方々と連携しながらできるだけの支援はしていきたいというふうに思っております。

次、お願いします。ビジョンの情報につきましては、これは吉野川ダム統合管理事務所のホームページでございますが、そこにビジョンという項目がございます。こういっ

たところで情報は提供していきたいと。今も見られるようになっておりますけど、今後ともそういったところで情報を出していきたいというふうに思います。

次、お願いします。次は「防災情報の充実について」ということで、河川敷に近いところに集落が1つあるだけなので、上流の状況など河川情報を充実して流してほしいというご意見がございました。

次、お願いします。これは水資源機構の池田総合管理所からの情報提供でございまして、各ダムごとに流入量、放流量、そういったデータのリアルタイムの情報が見られるようになっていまして、リアルタイムの情報とあわせて時系列の情報も見られるというようなことになってございます。

次、お願いします。それと、ダムの管理規定についてというご質問ございまして、ダムの運用はどこが管理しているのかと、また管理規定は公表されているのかというご質問でございました。

次、お願いします。ダムの管理規定についてはもう当然、公表はできます。それとダムの実際の管理でございまして、吉野川水系には5ダムございまして、銅山川の柳瀬ダムは、これは直轄で管理しておりまして、新宮、富郷、早明浦と、これは水資源機構の方で管理をしておりまして、通常、規則、管理規定等に基づいてそれぞれのダムで管理もし、操作もするようになっております。ただ、洪水のときなんか、通常の操作以外に必要なあるというふうになりますと、水資源機構と統管の方で情報を共有しながら吉野川ダム統合管理事務所の方から操作の指示をするということもございまして。実際、現地といいますか、日々の管理あるいは基本的な洪水の管理というのは各ダムの方で行っている。統合操作といいますか、その操作ルール以外については、水資源機構の方から情報をいただきながら統合管理事務所の方から指示をするということもあるということでございます。

次、お願いします。これは「ダムの補修・補強について」ということで、早明浦ダムは100年計画のダムですが、既に40年が経過しているため、この河川整備計画の中で補強や修繕による延命対策を講じないのかと、こういったご質問、ご意見を承っております。

ダムには点検基準というのがございまして、その点検基準に基づいて、例えばこういったダムの漏水量とか、そういったものもはかっておりますし、あるいはゲートとかの補修、点検を実施して、さびが出たり、そういったところについてはゲートの塗装のやりかえ、巻き上げ機のやりかえ、そんないろいろな個々の修繕等を定期的実施して洪水調節の操作に支障がないようにやっております。そういった維持・管理につきましても本文の

方にも記載させていただいております。

次、お願いします。ダムの堆砂についてでございますが、近年のたび重なる出水によってダムの堆砂が進んでダムの洪水調節効果が減少しているのではないかと、早く何かの処置を考えてほしい、早明浦ダムの堆砂量の経年変化において平成5年から平成8年あたりまで約50万 m^3 の土砂が減っている理由を教えてくださいと、こういったご意見もいただいております。

次、お願いします。ダムの堆砂につきましては、先ほどからお示ししています図でございますが、各ダムで堆砂容量というのを持っておりまして、確保しておりまして、柳瀬ダム以外の早明浦ダム、ほかのダムにつきましては、堆砂容量を除いた洪水調節のための容量あるいは利水のための容量、いわゆる、足して有効容量という言葉を使っておりますが、この容量の中にたまっている土砂というのは2%程度ということで、特段、洪水調節、利水容量に支障が出るということではございませんが、ただ、土砂は毎年入ってくるものでございますので、そういった、そういう対策につきましては、流入土砂対策あるいは土砂排除などの対策を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

次、お願いします。これはダムの堆砂を、たまっているのを搬出している、バックホウで搬出したりしている状況の写真でございますが、柳瀬ダムでは堆砂率、先ほどの有効容量内の堆砂率の約1割でございますが、現在のところダム機能の障害というものは出ておりませんが、ただやはりこの堆砂対策というのは重要な課題というふうに認識しておりまして、平成3年から土砂排除をやっております。その土砂排除というのも有効利用しておりまして、四国中央市の方で農地の客土として利用していただいております。

あと堆砂の原因につきまして、堆砂量が下がっているというご意見もいただいておりますけれども、これは測定の誤差なんかもあると思いますけれども、そういったところが大きな主な原因ではないだろうかというふうに考えております。

次、お願いします。これは「ダム堆砂の利活用について」ということで、先ほどの排出土砂について、柳瀬ダムの堆砂を利用した芋は評判もよいため継続利用をお願いしたいと、あるいはダムの堆砂を道路線形の改良に利用することができるかどうか教えてくださいと、柳瀬ダムの堆砂状況や流木の有効利用について手続などの具体的な内容を教えてくださいと、こういったご意見をいただいております。

次、お願いします。柳瀬ダムの堆砂利用につきましては、今後とも継続利用をお願いしたいというふうに思っております。それと道路線形利用のために堆砂を使うということ

については、道路の改良自体は、事業主体は河川事業ではございませんが、ダムの管理上支障のない範囲で、堆砂の有効利用については今後とも関係機関に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。それと堆砂の、新居浜市内とか、ほかの地域での活用につきましては、距離もありますけれども、基本的には運搬は可能でございますので、利用については今後調整してまいりたいというふうに考えております。

次、お願いします。先ほど説明した分で、土砂掘削をしまして、これは柳瀬の例でございますけれども、市の仮置き場に一回持って行って、後、個人がそこにとりにきて客土として使っているということで、タマ自体は収品率が高いようでございます。でも、柳瀬ダムの土というのは保水力がいいようございまして、収品率が高くなっております。

次、お願いします。これが素案以外でご意見をいただいた内容でございますが、「高知県管理区間の直轄化要望について」ということで、早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間に入れるべきではないか、ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にすべきである、上流域を直轄区間に加えるという地元の要望を本省に本当に伝えられるのかと、こういったご意見をいただいております。

これにつきましては、次、お願いします。直轄につきましては、条件というのがいろいろありまして、現実には大変難しい問題というふうに認識しております。早明浦ダムの下流の指定区間につきましては、高知県管理区間、管理者は高知県でございますので、今後、高知県の方でも整備計画の策定に向けて取り組む予定というふうに聞いてございます。

次、お願いします。これは、今回第2クール、第2回目の回りに入りましたけれども、第2回目の吉野川学識者会議での主な意見。これは昨年の12月に開催してございまして、その中での意見をご紹介させていただきますと、森林と川の水とのかかわりについてもう少し正確な表現をしてほしい、吉野川の概要と吉野川の現状と課題の箇所には地域の多様な産業との関係についてもう少し詳しく記述してほしい、あるいは治水・利水では設置されている委員会や協議会を景観についても設置するのが望ましいと、主な意見でございますが、学識者会議でこんな意見が出ております。

次、お願いします。これは、吉野川市住民の方からご意見をいただく機会がありまして、これは1月20日で一昨日です。吉野川市の会場でいただきました主な意見でございます。一つは、森林についての意見を受けて素案を修正されているのは一歩前進だと思うが、もう一歩進めてほしい、内水対策について整備計画に記載がないことは残念というような意見ですね。環境については部分的な修正はあるが、環境目標の設定など大きなとこ

ろの意見反映ができていない、あるいは、各会場での意見は吉野川の地域の特徴がよく出ている、上流から下流まですべての人の声をたくさん聴いてこの整備計画に十分反映してほしいと、こういったご意見でございました。

次、お願いします。これが昨日徳島市の会場で実施しましたときの主なご意見でございまして、現在計画されている堤防の補強では堤防を越えるような洪水を想定しているのか、あるいは想定外の洪水に対して被害を減らすために、土地利用のあり方を河川管理者として河川以外の分野の行政や地域の提言が必要であるというようなことで、計画以上の洪水、いわゆる超過洪水に対してどういった考え方を今後していくのかというようなご意見、ご提案でございました。最後に、吉野川は水域のデータが多くある川なので、そういうデータを使って具体的に環境の保全目標を盛り込んでいただきたいと、こういったご意見でございました。

以上が、河川整備計画の策定の流れから修正素案、並びに、最近実施しました、解説させていただきました、下流での意見を聴く会でのご意見の紹介でございます。簡単ではございますけど、以上で説明を終わらせていただきます。

○司会

どうもありがとうございました。

それでは、開始からほぼ1時間ほどたちましたので、ここで10分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。室内の時計で2時を少し過ぎていますので、ちょうどもう切りのいい15分からということで再開させていただきたいと思いますので、ご協力よろしく願いたいと思います。今度の2時15分までにご着席願えたらと思います。

また、会場の方、会場の出入り口等にお茶を用意しておりますので、ご自由にお飲みいただければと思いますので、よろしく願います。

では、休憩に入ります。

〔午後 2時 3分 休憩〕

〔午後 2時14分 再開〕

○河川管理者

済みません。そろそろ始めさせていただきたいと考えておりますので、席の方にご着席お願いできますでしょうか。

それでは、今から始めさせていただくわけですが、その前にちょっとお知らせがございまして、先ほどトイレの前で自転車と思われるような何かイルカのついているかぎを拾っ

ておりますので、もしお心当たりの方は外の受付のところに預かっておりますので、よろしくお願いたします。どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから各市長、また町長様、それから村長様、それぞれから修正素案につきましてのご質問、またご意見などをいただきまして意見交換に進んでいきたいと考えております。ご発言は、まことに勝手ではございますが、資料2についています名簿の順に従いましてお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに新居浜市参与の鈴木様からお願いたしたいと思います。

○新居浜市長代理

失礼をいたします。私は新居浜市であります。吉野川水系につきましては、前回も申し上げましたが、吉野川の主流であります銅山川の上流部に当たります旧別子山村が該当すると思えます。今回、前回の意見なんかで修正されました素案を見せていただきまして、もう私どもの方で申し上げることはございません。

質問をさせていただいてもよろしいのですか。先ほどご説明をいただいた中で、河川と森林とのかかわりについてご説明をいただいたと思えますが、土砂の流入を防ぐために植栽をしているということもご説明をいただいたと思うのですけれど、その中で植栽は広葉樹をというようなことをお聞きしています。私ども、平成16年に台風災害で未曾有の災害を受けたわけでありまして、その災害の土砂流出の状況を見ていますと、ほとんどが針葉樹林の土砂崩壊、山腹崩壊が多かったと思えます。したがって、流木もほとんど針葉木であったと思うわけでありまして、この辺につきまして、本局と森林管理局との連携を深めるということを書いておられますが、例えば照葉樹林の促進ですとか、そういう具体的なことはお話し合いができるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○河川管理者

四国山地砂防事務所長の長井でございます。よろしくお願いたします。早明浦の流域で、山腹工という形で、砂防事業の一工種として、木を植えるということをしております。砂防事業に関して申し上げますと、崩れたりして木が生えなくなったところに木を生やそうということで工事をしておりますので、裸のところに生えやすい木というものを選んでおりました。もちろん広葉樹も針葉樹も両方まぜ合わせて植えるようなふうにしております。そのあたり樹種の選定とかは、ほかの土地で同じように山腹工をやっているところもありますけれども、周りの状況とか、この吉野川の上流域の状況、それからほかのところで行っている山腹工の施工例なんかを参考にしながら、樹種を選んでいっております。

特に、森林管理部局とのというお話がありましたけれども、年1回、どういう事業をお互いやろうかということで打ち合わせをしておりますけれども、その中で樹種までの話はちょっとなかなかしておりませんけれども、そういった形で森林を管理している部局とも連絡調整をとりながら、計画を立ててやっているというところがございます。砂防事業についてはそういった形でございます。

○河川管理者

よろしいでしょうか。

○新居浜市長代理

なぜ申し上げたかと申しますと、やっぱり照葉樹林というのは水源涵養でも非常に必要なことではないかと思しますので、ぜひご意見の場があれば、意見交換の場があれば、ぜひそういう形で促進をしていただければと思しますので、要望としてお願いしたいと思います。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

では、続きまして四国中央市の水道局長の松本様、お願いできますでしょうか。

○四国中央市長代理

四国中央市水道局長の松本です。日ごろダムの運用等につきましては大変ご理解とご支援をいただいておりますこと、まずお礼を申し上げたいと思います。

私もちょっとご質問をさせていただきたいのですが、先ほどご説明でありましたように柳瀬ダムにつきましては堆砂の撤去、あるいは堰堤改良事業としての放流設備等を実施していただくというようなことで感謝申し上げておるのですが、今後どのような時期にやっていただけるのか、また貯水内の地すべり対策もあわせて、どのような状況でしていただけるのかということをお聞きしたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○河川管理者

水資源機構池田総合管理所の所長の片山でございます。ひとつよろしくお願いたします。ご質問のございました、まず新宮と富郷の堆砂の件でございますが、今のところどうやというところでございますと、富郷ダム、新宮ダムにおきましては100年分で計画しております堆砂容量の中で推移しておりまして、ご懸念の利水容量あるいは治水容量の中に入っておるというのは上流部のごくわずか数%でございますが、それが発達していくという状況を見ながら考えていきたいと思っております、今のところ、これであって、こう

いう対応をするということは考えておらず、貯水池重視をしながら、そのところを検討していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の銅山川水系では地すべりというところが一番大きいかと思いますが、現在富郷ダムにおきまして右岸側あるいは左岸側で貯水池の中で変位をしているところがございます。そこにつきましては、観測しておるといふところと、今年度から右岸側につきましては排水工という井戸の大きなようなものがございますが、それを2本、今現在施工しておりまして、危険箇所につきましてはそういうところで現在予算要求をやって、現在実施しているところ、今後も引き続き富郷ダムについては行っていきたいと思っております。

それから、新宮ダムにつきましても、実際下流側のところ、ダムの直下から近いところでございますが、右岸側のところでアンカー工等がちょっと若干変位しておるところがございます。その補修工事を今年度出しまして、地すべり対策のところを気をつけておるところで、それについても引き続き次年度以降も、そういう対応で地すべりについてやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○河川管理者

事務局の方で、柳瀬の方、何かございますでしょうか。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。柳瀬につきましては、地すべりということになりますと、ダムの上流、右岸側に1つ地すべり地区がございます。宮前地区という地すべり地区がございます。そこにつきましては以前から現場で監視をしております。リアルタイムで変位状況等も観測するようにしております。それにつきましては今後も継続して監視をし、必要があればまた対策法も検討していくということで考えております。以上でございます。

○河川管理者

以上でよろしいでしょうか。

○四国中央市長代理

ありがとうございました。事業計画にも書いておりますように、地すべり対策等には特に迅速な対策ということで、ぜひともお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

それでは、本山町の今西様、お願いできますでしょうか。

○本山町長

それでは、ご質問をさせていただきたいと思います。今、事前に統管の所長さんからご説明いただきましたが、昨年、国土交通大臣にもご要望した、直轄管理区間への編入についてでございます。お答えでは、県がこれから河川整備計画の策定に向けて取り組むというようなお話をいただいたわけでありますが、私どもとしましては、これに関して大臣へも要望もいたしたところでございますし、またこれについて正確な答弁といたしますか、お返事をいただけるのではないかとというふうに一応期待はしておるところですが、そういうことを今思っておりますから、あえてこの件に関しては申しません。

なお、私どもが昨年この場でもお話をさせていただきましたのは、やっぱりダム設置者として、やっぱり直轄区間であるとかないにかかわらず、この下流地域へどういう責任を負っていただけるのかということが、この30年以上にわたってダムによる、いわゆるこれはもう私たちは迷惑していると、この地域の者は感じているわけです。そういう率直な30年にわたる思いを、ダム設置者としていかに責任を果たしていただけるかということにかかっているわけです。そういう面から、今後直轄管理区間であるかないにかかわらず、やっぱりこれは私どもが申し上げていかなければならないと思っておりますので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

今回、特にご要望もしておりました事前放流、これは下流域にもかかわる問題でありますけれども、これには早明浦ダムについても改築の必要性をお認めいただいて、記述もしていただいたことは大変ありがたく思っております。

それと、新居浜市長さんの代理の方からもお話がありましたが、森林の整備に関する記述が今回加えられております。これは、森林の現状と今後についてという形で言われておりますけれども、やっぱり今この濁水問題、長期にわたる、これはもう本当に私たちが日々生活している中で、精神的にも非常に大きな苦痛をこうむっているのは、この濁水の問題ですね。これは今率直に申し上げて、森林の蓄積量、それから面積については、ここ何十年来変わりはないというふうには現状認識をとられておりますけれども、実態として、森林の、いわゆる環境が著しく変化をしているというのは、全くご理解がいただけてないのではないかとという率直な気持ちがいたしております。

といいますのは、先ほど言いましたように土砂の、これは非常に局地的な豪雨とか土石

流が発生した場合に流出するのもちろんありますけれども、それ以外に、やっぱり日々の自然環境の中で、この主とした森林環境の中で、非常に山がやせて、日々土砂が流出しておるわけですね。この環境をやっぱり改めるには、間伐をもう徹底して、繰り返しやっけていく以外にないんです。

というのは、ここには、森林保全への取り組みについては土砂流出の防備機能等が保全が求められるというふうになっています。これは、四国森林管理所等ではやっぱり治山事業が主だと思うんですが、それ以外でも国有林野を間伐あるいは整備等しても、これは本当にやっぱり圧倒的な森林、民有林が全く、四国森林管理所では幾ら協力してくれるとは言ってもなかなか得られんわけですね。

そういうことを考えると、やっぱり市町村、県なりとの連携、とりわけこの地域では、やっぱり間伐の主体となると森林組合になりますね。ところが、その森林組合も非常に労務班、労務をされている方がもう高齢化して、今伐採はできても、もう搬出技術がなかなかできないぐらい高齢化しておるんですね。そうしたことから、今この嶺北地域で一番林業労働者といえますか、そういうものを持続的に育てていく、こういう仕組みづくりというのが求められているんです。しかし、今の市町村財政あるいは森林組合等の経営の状況の中でも非常に厳しい状況で、なかなか人づくりまで、私どもも日々の財政運営の中ではできないところがあるんですね。

そうしたことから、いわゆる水源地域としての役割と同時に、ダムにかかわって濁水問題を、いわゆる河川法による直轄管理区間の問題もあろうかと思えますけれども、やっぱりそういう問題を解決していくには、森林の環境整備というのは大きな問題になっています。そうした面から、森林組合等がやっぱり担い手育成ができるような、何らかのダム設置者としての国と、あるいはダム管理をしている水資源機構さん等でお知恵を拝借して、いわゆるそうした担い手づくりのための基金造成なりできないものかということ、従来からずっと嶺北地域ではお話もさせていただいておりましたけれども、なかなかそういった形を結ばんわけですね。ぜひこの機会を通して、そうしたこともお考えをいただきたいというふうに思います。私からは以上でございます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

済みません。今のはご意見をいただいたということでもよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、大豊町長の岩崎様、お願いできますでしょうか。

○大豊町長

大豊町の岩崎です。よろしくお願いを申し上げます。ただいま、今西町長さんから地域の実情なり意見について幅広く発言がありましたので、多少ダブる点があるかもわかりませんが、なるべく簡潔にいきたいと思います。2点だけ。

まず第1点、これは今西町長さんも触れましたけれども、ダムの直轄管理区間以外の区間について、直轄にお願いをしたいという要望を我々はしました。しかし、これは住民の会でも出ておりましたように、管理権限がどこにあるかが川というものは一体的に管理しないと地域住民としては困るんだということの1つの方法として、直轄管理区間に編入をお願いしたいということの行動をとらせてもらいましたけれども。

そのことに対する対応というのはここで考え方としては出ておまして、先ほど岡崎所長さんから説明がありましたけれども、それが素案の中でそういう地域の意見を入れて、管理権限はどこにあっても、これを一体的にみんなが協力して解決していくんだということが、今回の素案の訂正といたしますか、その中にないというのは、最初の我々が要望を申し上げたことに対する正式な回答とか、そういうものを待つてのことになるのかわかりませんが、やはり考え方として、そのことが向こう30年の計画をつくる中で、住民の意見としてきちっと反映されるということ、私は必要であると。それがないと、我々はここで発言をしても、何もこの計画に地域の意見が反映されたとは思えないということ、1つ発言をさせていただきます。

それと、いま1つ。これも、その他の欄の上下流域の関係についてというところで先に発言をさせていただきますして、考え方としまして、下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、一層理解していただけるよう努めてまいりますということがありますけれども。

1つには、森林管理局との連携をとって森林の整備という形では今回素案の訂正がありますけれども、もう少し全体的にとらえて上流域、下流域のそうしたきれいなお水が流れると、その流れをずっと継続していくためには、やはり山に対して投資が要ると。そういうサイクルを吉野川水系、全国にはないと思いますけれども、この向こう30年の計画の中でモデル的にでも、そういう上下流域の連携を1つの形に、システムにするということ、できないかという発言を先にさせてもらいまして、それは今回の計画の範囲にはちょっと入らないというふうな調査官の話もありましたけれども、やはりそういう考え方を、この

河川の整備の中では持っていかなければならないというふうに思いますし、最初の発言にも通じますけれども、そういう考え方が、やはり向こう30年ということでこの計画をつくるのであれば、ぜひ出してほしいというふうに思います。以上です。

○河川管理者

河川調査官の大谷でございます。今の、ここの場で発言されたことが整備計画にまた書かれてないではないかという、特に直轄編入に対してというよりも、県が管理しようが国が管理しようが、この下流についてやる、もしくはこの区間については高知県がやるということを書き込んでおくべきではないかということだろうと思うのですけれども。一応、こういう会議のご発言はすべて記録に残して、そのときに、ここで、だれが、どういう発言をされましたと、またそれに対して我々がどういう回答をしましたというものは、すべて残していきます。

それと、今の整備計画の枠組みの中で、これは何遍も初めの方からもお話ししてはいますが、今回の吉野川の直轄の方でつくらせていただいております河川整備計画については、直轄管理区間についてつくるということなので、どうしてもその辺若干限界がございます。例えば、この区間についての計画なので、それ以外のところは高知県がつくりますよというのを、わざわざこの計画の中に書くかどうかということになってしまうと、ちょっと実際にそこまで書けるかどうかと。今、書きますというお約束はちょっと難しいのですが、一応また東京の方、というか全国的に、この書き方はやっぱり基準を持って法に基づいてつくっているものですから、そういう書き方についてはちょっとご相談をさせていただく。

ただ、それで入れることはできなくても、少なくともそういう記録があったと、またこういうやりとりがあったということはすべて残していきます。これは四国整備局の中で、もしくは全国的にも、もちろん市町村長さんが東京まで行って要望をされたという事実も含めて、すべてきっちり残っていくと、そういうふうに我々も考えておりますし。

また、今回だめだということですが、そういう要望が地元にあると、またダムを設置した責任者として地域はそういうふうな見方でちゃんと見ておるということは、ずっと残っていくと思います。できるだけ、そういう地元の要望にこたえられるように努力するという気持ちがないわけではないです。ここで決着したから、これでおしまいという気はないのですが、前回も言ったように今の状況ですぐ編入したりなんかをするのは非常に難しいと。

それと、高知県さんの方でも、我々も高知県の方に働きかけまして、この地域でこう

ということでお話があると、頑張って計画をつくって、計画開始を進めてほしいというお話で、県の方もそれに向けて努力していただくというふうに回答していただいておりますので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

また、今のご意見につきましては、また検討はさせていただきます。

○河川管理者

よろしいでしょうか。地域の連携、上下流域連携ですかね。

それは、今のご要望と、それから素案にも書いているように、今後も努めていきたいというふうなことでもよろしいでしょうか。

○大豊町長

そういう取り組みについて、2点目なんですけれども。さきの会でも、多くの計画ではという話がありましたけれども、ぜひそういう考え方がないと、河川の管理ということ全体的に考えたときに、これからこの流れを、みんながそれぞれの役割を果たして、きれいな水を流していくというような本来の機能を守っていくことは、私はできないというふうに個人的には思っておりますから、ぜひそういう考え方のもとに、この計画にぜひそういうことを書いていただければいいのですけれども。さきの会でも、範囲がちょっと、この計画の範囲内ではという話がありましたけれども、ぜひそういう考え方についてはご理解をお願いしたいと思います。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

それでは、済みません。土佐町長様の西村様、お願いできますでしょうか。

○土佐町長

土佐町の西村でございます。ダム直下の土佐町、本山町、大豊町の諸町の考え方は、もう3人ともに同じでございます。今、この会議が始まる前に、去年の8月25日に国土交通大臣あるいは門松河川局長に要望したときの写真を3部、ここで皆さんにお配りして見ていただきたいと思います。調査官なりあるいは課長さんは当時から見ていただいておりますけれども、ほかの方は恐らく、現況と被災時の写真を、対比してございますが、初めて今日見られたのではなかろうかと思っております。その写真は皆さん見ていただいたら、後ろに傍聴者の方もおりますので、ぜひとも後ろへ回して、今日見ていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

そうした状況を見ていただいて、恐らく整備局の皆さんは、この整備計画を立てるに当

たつて、直轄管理区域だけを念頭に置いて素案をこしらえられたと思いますので、その写真を見られて、果たしてどのように思われたか。吉野川が、下流域であれだけ大きな河川になって、徳島河口に至っている。そして上流域の河川はまだまだ小さい河川でありますけれども、その被災状況は同じように大きな被害を受けておる状況を見て、やっぱり被害の大きいところを重点的に整備するのだという考えを今でもお持ちなのか。上流域は上流域で、我慢しなさいというように今でも思っておるのかどうか。それを、率直に皆さんの個人的な意見を聞いてみたいと私は思っております。

当時の北川国土交通大臣、あるいは現在もおられる門松河川局長ともに、1つの河川だと言われている。これは日本三大河川の1つでありまして、板東太郎、筑紫次郎、四国三郎、この四国三郎という大きな河川を抱えた四国地方整備局の皆さんでございますから、十分おわかりになろうかと思えますけれども、大臣や局長は上流域も下流域も、そこに住む住民の安全の確保は等しいものでなければならぬということを、はっきり私たちの要望に対して明言してくれました。このことは、県の管理区域であろうが、あるいは国の直轄管理区域であろうが、これは等しくなければいけないということをもって指導していく。こういうことでございましたので、その指導が、河川局長あたりから四国地方整備局の局長さんを通じて皆さんにどのような指導が現在なされてきておるのか。今回の素案を修正されて、幾分素案が修正されているということについては評価するわけでございますけれども、その辺を直轄管理区域のことも含めて、どのような指導があったのかということをお聞きしてみたいと、そのように思っております。

それから、先ほど皆さんからも出ておりましたけれども、濁水の問題ですね。これは、なかなか私どもも今までずっと要望してきておりますけれども、恐らく国としても抜本的な改善が非常に難しいのではなからうかと思っておるのではなからうかと思いますが、当然ながら、その原因については、今、本山町長の今西町長も申されましたように森林資源が非常に荒廃化してきておるといふこともあるわけでございますけれども。

ダムがなかったときのことを考えてみてください。例えば、この地蔵寺川の支流が大雨で大洪水になって2日間続いたにしても、雨が上がったら、もう一夜ぐらいいきれいな川になるんですよ。もう川はきれいに洗われて、石もすべて、川岸もものすごくきれいな川に戻ってくる。ところが、早明浦ダムの場合は、そこへ濁水がたまったら約1カ月も濁水がそこでそのまま溜まったなりで流される。昭和50年、51年の大災害のときは、上流域では約半年、下流域では4カ月、この濁水がもう吉野川は死の川と化されて流れた。もう

もとへ戻らんのではなからうかと言われた。

そのようにダムに溜まった濁水は、なかなかそう簡単に水は澄まない。これはもう仕方ない。それなら、どうするか。今もお話がありましたように、やはりその原因を少しでも追求していかなければならない。これはもう林野庁との連携のこともございましょうけれども、やはり森林資源を間伐をして、そして下草も生やして、健全な森林にすることによって、大きな大雨が降っても足元が洗掘されない、そういうような森林にしていくなためには、ダムの管理者も林野庁あたりとも連携を持って、整備をしていただけるような方策を打ち出してもらおうということではなからうかと、そのように思っております。

それから、今日傍聴に来られておる方から私に対してご意見があっておるわけでございますけれども、この早明浦ダムの湛水地域といいますか、貯水池内ですね。当然ながら、これは国の直轄管理区域になるわけでございますけれども、大川村で瀬戸川流域が吉野川に合流しておるわけでございます。その瀬戸川というのは非常にきれいな川でございます、その上流で土佐町の南川というところがあり、ここは、もう以前から非常に環境のいいところでございますけれども、早明浦ダムができて、これに水が湛水されることによって水がたまったり引いたり、その繰り返しの中で、最上流域の川井地区でございますが、ここの右岸側の護岸を布団かごで固めておりましたけれども、今は大変な状態になって、数年前に基礎をコンクリートで固めて、その上へ布団かごを、あわせて10mぐらい積み上げていますが、まだその前後がどうにもなりませんし、そのまだ上部から大規模な地すべり現象を起こしておるということで。これについても、これはダムが起因しておるということはもう間違いないわけでございますから、これはぜひ調査をしてもらいたい。

と同時に、まだ下流域で中村地区という所がございますけれども、ここも人家がございまして、唯一現在後継者が居て、お子さんも2人ぐらい、まだ学校へ入らんぐらいの子供がおるんですけど。その家の前なんかは本当にこれまで動いたことがなかったものが、もう家の前の坪先までクラックが入って大変な状態だと、もうここでは住めないと、何百年も続いた家を出ていかないといかんのかというように、非常に危険な状態に冒されておりますので、これはダムが原因のようにも思える。上を通っている2mの町道が悪いのではないかと。町道が動いてないのに全体が下がっていくというのは、これは当然ながら早明浦ダムの水によって、たまったり濁水のと時というような形の中で動いてきておる、この30年の中で。そういうことも、細かなことを言いましたけど、ぜひともこの際記録しておいていただいて調査をしていただきたい。

それから、40年前、あるいは30年前に直轄区域は決まっておるのだから、もうそれは仕方ない。県の管理区域だから県は県でやりなさいと、こう言われても、やっぱり地球環境とか自然環境は約半世紀もすれば変わってきておるんですね。はっきり言って、そういうことからすれば、国の管理をしなければならない一級河川でございますから、当時県管理になっておったのもう国は知りませんと、もうこのまま行きますということじゃなくて、変更ありきでなければ、これはもう河川そのものが守られないと私は思います。

そういうことで、特にダム直下の土佐町から大豊町、これはその写真を見ていただければわかりますけれども、こういう状態を、人間が少ないから、あるいは川幅が狭いから我慢しなさいというようなことは、これは国の言うべき問題ではない、国が一番責任を持たないかん問題でございますから。ぜひ、東京における河川局長が等しくなければならぬと言われたことをこの四国にいる四国地方整備局の皆さんが、四国の吉野川を本当に調査をして、国へ訴えていくぐらいの気持ちがあればいけません。今回は上からが逆に言われておるようなものでございまして、非常に残念に思っております。

少々きついことを申し上げましたけれども、ぜひともこれは源流域の私どもの思いでございますから、ぜひ皆さん東京へ帰られる方もおるかもしれませんけれども、四国にいるうちに四国のことをもう少ししっかりと見ていただいて、上部機関に訴えていただきたい、そういうことでございます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。

○河川管理者

水資源機構、池田総合管理所の所長の片山です。いろいろお世話になりました。先ほどの瀬戸川の上流の南川地区のところにつきましては、8月の住民説明会のときにも住民の方からご意見が出て、我々も見に行きました。たしか、あそこのところは14年の出水で、16年から18年にかけては、我々機構の方で、あそこは急勾配でございますので下の方が洗われるというところで、町長さんが言われるとおり、下の方を根固めしまして、コンクリートを打ちまして、その上に蛇かごを積んで護岸工を、危ないところをさせていただいたつもりでございます。

なお、その上下流、その上につきましては我々の見たところ、特に上の方については、私の個人的なところではございますが、大きな巨レキがあそこはいっぱいあるところでございます。上については今のところは経過を見ればいかなというのは思っております

が、その上下流につきましてはもう一回再度調査して進めて、当然土佐町さんにも協議させていただきまして、当然我々の土地だけではございませんので、そのところもござい
ますので、関係者と協議させていただきまして進めていきたいと思っています。もう一カ
所の中村地区につきましても、同様に調査を進めていきたいというふうに思っております。
ひとつよろしく願いいたします。

○河川管理者

西村町長さんの今のまず河川局長、大臣、局長を通じてどういうご指導があったかとい
うことでございます。

大臣、局長から来る来ないを問わず、我々としても一級水系直轄管理区間以外を含め
て県管理区間についても、もともと整備局という機構が建設省から国土交通省に変わ
りまして整備局になったときに、各県の事業につきましても整備局の方で一緒に見ると。それ
まで各県の事業につきましては、東京の本省の方で直接指導しておりました。機構が変わ
った時点で、各県の事業につきましても整備局の方で一緒にして見ております。

我々自身としては、国がやるから県がやるからということではなくて、河川の事業と
して守るべきところは守らなければいけないし、必要なところは対策していかなければい
けないと。国がやるからよくできる、県がやるからできないというような考え方は一切持
っておりません。上の方を通じましても、要は地元が困っているところに対してきっちり
と対応がとれるように、当然直轄の区間なら我々自身の手でやらなければ、我々という
事務所を通じてになりますけどやる、また県が管理しているところについては、県にち
ゃんと話をして県の方でやってもらうということをやると。

それと先ほど言いましたように、直轄区間の見直しに関して先ほどもお答えましたけ
ど、今の状況で非常に難しい。これははっきり言いまして町長さん方も要望していただい
て、いろいろわかっていただけたんではないかと思うんですけれども、ただそれで終わり
というふうに我々も思っているわけでもないし、要望したことはずっと残っていくし、で
きる限りご期待に答えたいという気持ちは変わっておりません。一遍決めたからずっと変
わらないということではないです。ただ、今までも全国的に確かに直轄になったところ、
逆に直轄から県管理に変わっていったところがございます。そういう意味で全くないとい
うことではないですから、これに向けて特に頑張っていきたいという気持ちは変わりませ
ん。

ただ、今の計画については今の状況、今の姿の中で書かせていただいておりますので、

計画の中にその辺が入ってないということについては、これは申しわけないです。記録としてはきちっと残し、頑張っていくと。

今日は高知県の方も来ておりますので、その辺、高知県の方からもこの地区の要望について、ちょっとお話を。

では。いいですか。

○河川管理者

いいですよ。済みません。県の河川防災課長の長谷部です。

今、町長から言われましたダム下流の直轄化と、あと吉野川水系の河川整備計画につきましては、去年の9月の県議会で土木部長が答弁しております。この中で特に今言われます整備計画なんですけど、県としてはまず地元の方々のご要望やご意見をお受けしながら、整備計画が必要な箇所での検討を行い、条件が整えば県管理区間の整備計画を別途に作成するという事で議会で部長が答弁しております。

そういう中で、それでは今どうしているのかということなんですけれども、これにつきましては地蔵寺と吉野川の合流点から上流について測量あるいは流量等を検証しております。その中で、水資源機構あるいは統管の資料もいただきながら検討していくということで、今現在進めております。平成19年度も引き続き調査をやっていくということでございます。

以上でございます。

○土佐町長

この件について、もう1点、話をしますけれども、初めに私も県の土木部長にこの問題を持ちかけました。部長さんも県の管理区域であるので、県で何とかしなければならないが、この今の地方分権の時代に県が管理しておるものを国に管理してくれというようなことは言えるはずもないというような発言をされましたが、にもかかわらず今の小泉構造改革の中での三位一体改革で、高知県そのものが年間250億円の財源不足が生じておるといようなことで、もうほとんど道路にしても新規事業はできないというような状況にあるわけですね。

そういう状況下で河川の整備計画は今の時代に国には言えないから県で立てると言ったものの、はっきり言って計画を立てるのはしよいことです。そしたら果たして計画に沿って事業が実施されていくのかどうか。国は地方に対する締めつけで交付税を削減している一方で、地方のそういった河川整備や道路も含めて、県の管理だから県でやりな

さいと、こういうことでは、はっきり言って実現しませんよ。

そういうことで、こんな問題をここに総理大臣がおるわけではないから言ったっていいませんが、やっぱりそういうことをしっかりと整備局の方でも気にとめていただいて、今後こういったことが県の整備計画がどのように立てられていくのかということも十分連携をとって指導もしていただいて、一級河川でありますから、そういうことでぜひとも実現できるようにお願いしておきたいと思います。

以上です。

○河川管理者

どうもありがとうございました。今のでこちらのお答えはよろしかったでしょうか。

○土佐町長

はい。

○河川管理者

それでは、続きまして大川村の事業課、明坂補佐からお願いいたします。

○大川村長代理

私の方から3点ほどお願いということになると思うんですが、ご意見を述べさせていただきたいと思います。まず1点目と2点目はすごく似ておるんですが、政府の方針でもあります、美しい国づくりという観点からも非常にダム湛水池もそうですが、下流域の方へ向けて濁水という問題が大きいと思います。ダム貯水地の水位の変動がかなりあるために、ダムの通常の水域ですか、それから道路にかけましては植栽とか、いろいろ対策工がなされておりますけれど、通常の河床、いわゆる河床から通常の水域までの法面ですけれども、それがむき出しのままで年々侵食されているのが目に見えて表れております。その対策をできるだけ早くお願いをしたいということと。

2点目が、濁水になると湖底に相当量の堆砂土があらわれておりまして、大川村のイメージダウンにもなっておりますので、ダム使用延命の観点からも積極的な対策をお願いしたいと思います。

それから、これは直接はちょっと関係ないのかもしれませんが、早明浦ダムと上流の方にありますいの町さんとの間には桜の木がずっと植えられております。これについては、いつごろ植えられたのか、どこが植えたのかもわかっておりませんが、その桜の木が最近病気になってきておりまして枯れてきております。ボランティアではもうどうしようもないところまでいっておる木もありますので、そういった病気の木を、枝を切

ったりとかそういった対策、そういう美しい国づくりとして美しい河川というのをできるだけ目指してやっていただきたいと思います。

以上です。

○河川管理者

統管の所長の岡崎でございます。最初のご意見、ご要望のこととございますが、通常水位から河床までの法面ということとございます。

通常水位からおっしゃったように上の部分についてはグリーンベルト事業等で植栽をして、植栽がすごい繁茂し過ぎておるといのもございますけれども、そういったところについては、一応植栽をして大体裸地は埋めてきておりますが、やっぱり水位が常に変動しているところについては、なかなか植栽が育たないということで、おっしゃるように裸地の状態になっております。これは全国のダム共通の問題とございまして、なかなかその部分、植栽とか何かで覆うというのが難しい問題とございます。うちの方としてもどんなもの、どんな種類のものが果たして貯水の冠水に強いのかとか、そういったことの試験をやり始めました。その辺ですぐ結論が出るというわけにはいきませんが、そういったことの検討を進めて強い植栽、現地に即したようなものが出てくれば、そういったことと対応することも考えられるかと思っておりますけれども、今ちょっと試験を始めたというところとございます。その点について、ちょっとご理解いただきたいと思います。

○河川管理者

水資源機構の片山でございます。3点目の桜の木の病気の話とございますが、先週の中ごろですか、合田村長の方からその件につきましてはちょっと聞きまして、病気はたしかテングス病ということで弱っている木がある、枝を切らないといけない、それから焼却しないといけない、切った枝には樹脂等で広がらないようにしないといけないということで状況は聞いたところとございます。

ただ、今先ほど言われたとおり、今だれが植えたものかというようなところも含めて調査していることと、それから道路管理者であります県との打ち合わせを今やっています、その後どうやっていくかといったところを、また村さんと協議させていただきたいというふうに考えております。ひとつよろしくお願いたします。

○河川管理者

今の2点目の渇水期における湖底面というのは、1番目の対応と合わせての。

○河川管理者

統管所長の岡崎でございます。これは機構の方と重複はするんですけども、ちょっと私の方で答えさせていただきます。

渇水期に堆砂、底の底泥等いろいろ出てくるということで、水位が下がればそういったところの排除を実施しております。それらについての排砂土の有効活用等につきましても、どっちみち処分も必要になってきますし、いろいろ関係者の方々と協議しながら、その辺のところについてもまた調整させていただきたいというふうに思っております。

○河川管理者

よろしいでしょうか。それでは、いの町長様、塩田様、お願いいたします。

○いの町長

いのの塩田でございます。819件ですか、ご意見に対しての整理の仕方、本当に頭が下がる思いでございます。

そういった中で、今日かなりの人が言いましたけど、渇水期、洪水期、濁水という問題で、まず20-1の砂防事業につきましては本当にありがとうございます。ただし残念なのは実施し、ということだけであって、これからといったものがなかなかできない。そのための105ページに森林整備を行っておる四国森林管理局等との連携とは「等」が山地砂防も入っておるということですか。まずそれが1点。

2点目は、この修正の案を見ますと、要するに堆砂の部分はダムの中では記述がありますが、河道のところでは例えば環境問題とか洪水問題の中では90ページ、90ページを見ますと中ほどに「河道整正や樹木伐採」、これは河川敷にある堆積しておる砂利、ここまでは踏み込んでいると認識したらいいのでしょうか、それは例えばそこまでは踏み込んでいませんよというふうに認識したらいいのか、ここを教えていただきたい。

その次に55ページのダム管理、この件につきましては私、前回少し質問させていただきましたけど、本ダム、副ダムといった表現を私はしたと思いますが、何かそこは連携ができないのかなという。例えば、渇水調整であるとか洪水調整であるとか、例えば柳瀬ダムとか新宮ダムとかダムは連なってはいませんか。そのこの意味を少し私は質問させていただいたところですが、ここは55ページのダム管理で、そういった意味も含んでいますよという文であれば結構でございます。

そして、最後の4点目が91ページに「閘門」という文字が初めて出てきますが、これは実際にあるんですか。閘門というのは吉野川に。91ページに閘門という言葉が出てくるんですよ。普通、角落としまいたいなやつですよ、施設としては。それをまず教えていただ

きたいということと。

それと、実は1ページから21ページまで固有名詞等にこの文は平仮名が振られておるんです。21ページから次、61ページの「狹隘」を最後に平仮名が全然ないんですよ。これは何か意図的にやられておるのか、例えば最初のうちだけ固有名詞がなかなか読めないのという意味でやっていったのか、ここはちょっと整理をされた方が読者にとってはうれしいこととは思いますが。

以上です。

○河川管理者

私、河川の副所長の担当の山地でございます。

今ございました、まず90ページでしょうか、「河道の整正や樹木伐採を行う」というところでございますけれども、その前段に書いてございますように、洪水のときの疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るためにという事前の言葉があるんですけども、これは砂利と少し絡められたご意見もございましたけども、砂利そのものをどうこうするということではございませんで、いわゆる流路の安定化を図ると。特に低水路につきましてはふだん流れている流れでございますので、その流れ、あるいは形状が変わっていくということに対して極力疎通能力の観点から、あるいは形状の観点からひどく変わっていくようなところがあれば維持管理していこうというふうに思っております。

あと閘門の話は91ページにそういう言葉があって、92ページの方に表がついてございまして、92ページの上の方の表のところ、真ん中の旧吉野川のところの上から4つ目の段ですが、そこに1カ所鍋川というのがございます。このことがそうでございます。

それと仮名の振りですが、これにつきましては特に、申しわけございません、私どもでそこら辺まで少し気がついてないところがございまして、やはり固有名詞で読みにくい部分につきましては、おっしゃられるとお振り仮名があった方がいいのではないかと思っておりますので、その辺はまた追加修正をしていきたいというふうに思っております。

○河川管理者

もう1点、私からいいですか。四国山地砂防事務所の長井でございます。最初にご質問のありました森林管理局等の関係機関との連携という話です。

砂防事業を実施するときに、森林とは非常にかかわりが深いので砂防部局としての砂防事務所として森林管理局等と連携をしていくということも含めておりますし、また砂防事務所も一緒に連携して考えていくという趣旨で、ここにこういうふうに入っていると認識

というふうに認識しております。

○河川管理者

55ページのダム管理の部分でございますが、「上流ダム群においては、関係機関と連携し」というのがありまして、ただいま水機構とか含んでおるのかということでございました。

この関係機関、おっしゃるように銅山川には3ダムが連携してありますし、吉野川水系には本川の方に早明浦ダムがあります。池田にも池田ダムというのがございますので、私どもは水資源機構とは常に情報を共有しながら連携は保っております。

なお、また放流警報とかそういったことから言うと、自治体さんの方とも連携しながらやらないとこれもだめだということで、そういった意味で関係機関と連携しというのは書いてございます。

先ほど説明しましたが、統合管理事務所はそれらの効率的な運用ということで業務を担当しておりますので、そのためには情報共有なり連携というのは必要不可欠でございますので、おっしゃるようにこの関係機関の連携というのは、そういったところも含めて考えてございます。

○河川管理者

これまでの回答、よろしいでしょうか。

○いの町長

はい、いいです。

○河川管理者

はい、ありがとうございました。

そういたしましたら、今一通りはお聞きしたんですが、こういった点、まだお聞きしたいとか、こういったところが少し不足しているのではないかといったご意見がございましたら、承りたいと思うんですが。

はい、よろしく申し上げます。

○いの町長

済みません。今の閘門にちょっとこだわっておりますけど、後ろの添付図面を見ますと、それがどこかにありますか、閘門というのが。

○河川管理者

ちょっと今、確認しますのでお待ちください。

○河川管理者

お答えいたします。徳島河川国道事務所の調査第一課長赤澤と申します。後ろの附図の30ページのところなんですけれども、30ページのところに旧吉野川という川がありまして、その右下の隅のところに横の川があります。これを鍋川と言います。鍋川を少し入ったところがございます。ということでございます。

現在、管内図を画面の方で映しておりますけれども、上の方をぐねぐねと流れておるのが旧吉野川、途中から別れて下側を流れているのが今切川ということでございまして、その間をつなぐのが鍋川という川でございます。その部分の一部に鍋川閘門というのがございます。

これは河口堰の方や旧吉野川が下、鍋川より下にありまして、それから今切川の方は上側にあるということで水位差が生じるということがございまして、その部分で舟運のやりとりというところに今は設置されております。

○いの町長

ありがとうございました。閘門と聞きましたから、地震による津波対策かなというふうに思っていましたので、津波対策でこんなもので持つかなと思ってちょっとわからなかったものですから。ありがとうございました。

○河川管理者

どうもありがとうございました。その他何かこの修正素案等で。はい。

○土佐町長

長井所長さん、吉野川の直轄砂防事業では大変お世話になっておりまして、早明浦ダムの湛水地域の中でも私どもの土佐町長の井尻地区、このたび採択していただいて大変喜んでおるわけでございますが。

例えば、その吉野川あるいは吉野川の支流、例えば地蔵寺川であるとか汗見川、こういった川が河川整備で県の管理区域だからと言ってできない場合に、砂防事業でその堤防をやるとかというようなことは全く不可能なことなんじゃないかな。これはある方から私はちょっと聞いたんですけど、どうしても河川の整備でできないのなら、砂防でも全く見通しが無いというわけでもないですよという話を聞いたこともあるんですけど、その辺いかなものでしょうか。

○河川管理者

四国山地砂防の長井でございます。

砂防の場合、確かに直轄管理区域であるとかという意味では、非常に広く早明浦流域全部とっていますのでエリアとしては非常に広いのですが、やはり砂防事業の目的というのがございまして、土砂災害を防ぐとか、もしくは冒頭に水系砂防という話がありましたが、治水上土砂をコントロールする必要があると、そういう目的にかなう場合はある程度、下流の方でもやることはございます。

ただ、それは非常に荒れた流域ではございますので、その全体の優先順位とかそういったものを見ながらではありますけれども、目的が河川事業とは違いますので、そのあたり、河川でできないからそれでは砂防でと、ずっと入れるわけではございません。

以上です。

○土佐町長

砂防についてはこれまでも早く取り組んでいただいて、前回の早明浦豪雨でも土佐町あるいは大川村でも大変お世話になって、すばやく採択していただいて堰堤なり流路工もやっていただいておりますので、この吉野川ではなくても今言った汗見川とか、あるいは地蔵寺川についても、ものすごい洪水でやられる、それから土石流が寸前に曲がるようなこともございますので、河川整備の中での整備ができないのであれば、砂防で素早くやれるのであれば、ぜひお願いしたいなと思ったんですが、目的が確かにありますのでしょうけれどもね。何とか連携をとりながら財源は国であり、河川局のもとですからそれはなかなか難しいことかもしれないけれども、またご一考願いたいと思います。

○河川管理者

どうもありがとうございました。はい、どうぞお願いいたします。

○大豊町長

ちょっとお伺いしたいのですけれども、吉野川のように建設省あるいは県というふうな管理区分が別れた河川で、これと同じ河川整備計画でどういう計画の位置づけがされておる、例えば県と国が一緒になって計画をつくり、一緒に責任を持って進めようというような計画をされた例というのは全国ではございませんか。

○河川管理者

四国の中で肱川、これは既にできていますけれども、これは上流側は愛媛県管理でございまして、一緒になってつくっております。

ただ、それぞれ直轄管理区間は直轄できっちり書いて、県管理区間は県管理区間で書いて合冊して一つの計画としたということでございまして、たまたま肱川の場合は愛媛県

だけ、かつもともと上流のダムの計画とか県管理区間、ちょうど鹿野川ダムという県管理のダムを直轄管理に移すとか、そういう一緒になってやるような事業があったということがあって一緒にやっています。

ただ、これも肱川の中でも小田川筋という別の川筋があるんです、支川が。そちらの方は後回しになっているというような状態。

それで、これからやろうとしているのでは、徳島県的那賀川。これにつきましては、流域に下流が阿南市、上流が那賀町という、あと山地の方に少し町がひっかかっているんですけど、実質は1市1町みたいな形で今合併をしてなっているんですけど、これについては那賀川河川事務所と徳島県の方で一緒になってつくろうと。これについてもやっぱりそれぞれの区間について記載して、合本して一つの計画としましょうというのがございます。

この吉野川につきましても初めはそういうことだと思ったんですが、下流が徳島県、それから愛媛県、高知県と各県ばらばらになっておるということと、それぞれ事情も違ったということで、県さんの方には一遍一緒にやりませんかという話をしたのですが、当時まだ調査やなんか、もちろん計画つくるに当たっては事前の調査やなんかも必要ということで、その時点では同時進行というわけにはいかなかったという状態です。

だから、決して一緒にやっている例がないかという、ございます。

○大豊町長

前回の住民の会あるいは我々の会を含めて、一体的な管理ということが一番大きな問題と言っていいのかどうか、大きな問題として我々も意見を言わせていただいたのですが、実はこれが3回しかないんですよ。あと1回。そうではないのですかね。3回と聞いておったんですけども、意見を聴く会が。3回ではないのですかね。

○河川管理者

意見を聴く会については、少なくとも3回、要は今お配りしてある資料も手順で、資料7だったかな、あったと思うのですけれども、3回のところによろよろがついていて、皆様のご意見のある程度合意形成ができるまで繰り返し繰り返しやりますよというのは表現をしておりますので、3回でおしまいとは考えておりません。

ただ、それぞれのご意見の出方とか状況に応じてその辺は考えようとは思っていますけれども。

○大豊町長

その点につきましてはわかりましたが、基本的に3回というふうな理解をしております

て、第1回の会でそれぐらい大きな問題点としてクローズアップされた中で、他の河川においてはそういう一体とした取り扱いがされた例があるということを我々は今聞くまで知りませんでしたけれども、そういう状況の中でこの吉野川については今の段階でもそういうような選択肢といたしますか、そのようなお考えというのはいないんですか。

○河川管理者

これはどちらかという、我々ではなくて高知県さんの方になると思うんですよ。よろしいですか。課長。

○河川管理者

今からというのは、ずっと以前から国土交通省とも話をしてしまして、高知県もそういう計画というのは今のところないという話がありまして、それでずっと来まして、今年、整備計画の意見を聴く会ということで始めてしまして、それは国土交通省へ首長さんが行ったときも、要するに一緒にやる場合もあるし、別々にやる場合もありますという門松局長の話でしたし、県も議会で要するに県区間については県についてやっていこうということでございますから、今もう県は単独で整備計画を必要ならばつくっていくということで考えています。

○土佐町長

課長さん、そう国に遠慮することはないんですよ。高知県の県庁の防災課長さんですから、やっぱりこういうときにこそですね。

私は一番最初に国の整備局の皆さんに質問してたお答えがなかったのですけれども、一目瞭然、通常時と被災時の写真を後ろへずっと回していただいたと思いますけど、あれを見たときに、徳島河口の大きな川と上流域のあの状態を見たときにどう思うかと。やっぱり県がやらないといけないものかねと。被害の大きなところを重点的にやるべきで、上流域は我慢しなさいというようなお考えが皆さんもあるのかどうか。初めてあの写真を見られた方がたくさん整備局の皆さんにもおると思うのですけれども、もう少しその辺を四国地方整備の皆さんとして、この四国三郎吉野川の河川の上流域を見たときに、ダム直下の状態を見たときにどう思うかということをお私、最初に聞いたんですけど、ちょっとお答えがなかったんで、代表者でも構いませんから、ちょっとお考えを聞いておきたいと思えます。

○河川管理者

河川計画課長の館です。この写真については前回整備局の方に要望に来られたときに

もお持ちいただいて、見せていただいております。

当然、こういったような状況で水がたくさん来て、農地も含め浸水が起こっているということで、我々としても何とかするべきだというふうに思っております。それについては、下流だろうと上流だろうとつかえる家は、1戸、2戸という住んでいらっしゃる方がいらっしゃるということで、どちらが守らなければいけないとかかそういう差はないというふうに思っております。

ですので、我々としてもやるべきという前提においても、単にやり方として現在の枠組みの中では県と国ということで別れてしまう。これはどうしようもない、仕方がない部分が現状ではあるということですので、その中でも少しでもよくなるようにどうするかということで、高知県さんとも調整して進めていきたいというふうに考えているということでございます。

○土佐町長

まあ、特別に河川整備の費用を予算的に確保してください。県の方にですね。そうしないと、計画倒れになっては意味がございませんから。よろしく願います。

○大豊町長

済みません。途中になりましたけれども、私が申し上げたのは、先ほど河川計画課長さんが言われたお考えが、この向こう30年の計画の中でそういうものをきちっと位置づけをしてほしいと。そうしないと、我々発言したことが記録として30年間残っても何の意味もないのですよね。ですから、そのことがこの向こう30年間の河川計画の中で、ただいま言われたように管理区分の問題もある、いろいろな問題があるけれども、それぞれの責任をもって一緒にやるのだということきちっとこの計画の中に位置づけをしてもらいたい、これが私は住民の会でも出た大きな意見だというふうに思っておりますし、それを我々は言い続けておりますけれども、ぜひその点を。3回で終わりと思いましたが、次はもう言ってもだめかなというふうに思っておりましたけれども、まだできてなければ言うことになりますけれども、そのことが一番大きな課題ですから、ぜひそういうふうにとめていただきたいと思います。

○河川管理者

先ほど申し上げましたように、十分ご意見はわかりました。

ただ、これは法定、要は法律に従って様式やなんか決められてある程度書いております。どこまでその辺ができるかというのを検討させていただきたいということ先ほど申

しましたが、前向きに。書きたくなくて言っているわけではないんです。何とか書ける方法はないかということも含めてまた協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○河川管理者

よろしいでしょうか。その他、全体を通して何かございませんでしょうか。

○土佐町長

もう終わりですか、意見がなければ。

○河川管理者

いえ、まだお時間はあります。

○土佐町長

ちょっと休憩をとってもらって。

○河川管理者

1時間少したちましたので、それでは今から10分、ちょうど正面の時計で3時40分までの休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

[午後 3時32分 休憩]

[午後 3時40分 再開]

○河川管理者

済みません。それでは、ただいまからまた再開いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○土佐町長

先ほど大豊の岩崎町長さんの方からも話をしたとおり、これは嶺北ダム直下の町村は同じ考えでございますけれども、やはり計画というものは計画に沿って事業を実施していくこと。これはもう基本的なことございまして、予算要求をするにしても基本的な計画に沿った事業計画を立てて予算要求していくと、こういうことになるわけでございますから、やはり言われておりますように、整備計画を30年先を見通した基本的な整備計画でございますから、その計画の中に県の管理区域も含めた連携をもって、そういった必要な箇所については事業を実施していくのだと、直轄に入れることはできないにしても、県との連携をもって門松局長の言われるような等しく安全が確保される形でやっていくのだということを明記してもらわないと、ただ記録に残しただけでは私らも言いつばなし、皆さんも聞きつばなしというようなことになりますから、ぜひとも私どもとしては整備計画の中へその辺の字句を入れていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

○河川管理者

先ほども申しましたように、十分要望はわかりました。今この場で入れる入れないというご回答はちょっと難しいというか、先ほどいいましたように、これは全国でこういう形で一級水系、二級水系それぞれ整備計画をつくっております。そのかかわるルールの中で、どこまでそういう部分に対応できるかというのがございます。できるだけ無理やりでも入れ込みたいと思うのですが、ちょっと。

要は、例えば土佐町の町の計画の中に、大豊町も一緒にやれというのを町の計画の中に書けというようなイメージなんです。全体としては同じ地区だから一緒になってやったらいいのではないかということだろうけど、それぞれまああります。

ただ、気持ちは十分わかるし、何とか、形はどういう形になるかわからないですけど、明確に例えば早明浦下流の部分というような書き方はできないかもしれない、県管理区間についても合わせて一緒に事業を進めるという言い方になるのかよくわからないのと、そこからどこまで書けるかというのはわかりません。ちょっと宿題にさせていただいて、我々も東京の方とも協議をするし、我々の中でも少し知恵を出してみたいと思いますので、次回3回目、4回目、4回目はちょっとまだやるかやらないかわからないですけど、3回目は必ずやりますし、そのときにまたご納得いただければ4回目も当然やっていくつもりでございますので、それまでの宿題ということにさせていただけたらと思います。

○河川管理者

今のご回答でよろしいでしょうか。

○土佐町長

はい。

○河川管理者

ありがとうございました。はい。

○大豊町長

今回の計画が向こう30年という非常に長期にわたる計画ですから、私は3回で打ち切りというふうに理解しておりましたけれども、そうではないのだということを知りまして安心しましたけれども、今時間をかけるということは非常に意義のあることだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思いますし、我々も言い続けますので、よろしくお願います。

○河川管理者

あわせて、ちょっと誤解があったらいけないので言っておきます。この計画、30年間の計画をつくりましても、それでは一遍ここでつくったら30年間見直しをしないのかということですが、そういうことではございません。条件や何かいろいろ変わると。先ほども言いましたように、この計画は今の状況をベースにつくっております。当然、将来の早明浦の下流が直轄区間に入ると、そうなったら計画をつくり変えなければいけないし、もっと近々の問題で言いますと、実は地球温暖化が進んでいる、雨の降り方がどんどん変わってきておると。今の流量とか計画とかというのは、すべて今まで我々が観測したデータに基づいてやっております。今後例えば海面がどんどん上がってきたり、雨がもっと大きな雨が降るようになると。すると、この計画で果たして30年間ずっとやっていいのかどうかということになります。そういう場合、計画の見直しが必要になると。それと、社会的な状況、経済的な状況もあります。そういう中でどうなのかということで、計画は5年たったから見直しますとか10年たったから見直しますという形にはなっていないのですけれども、そういう状況が変わって必要があれば見直しをしますというのは、この文中にも書かれております。それが1点です。

それともう1つは、実は予算的な縛りの中なんですけれども、これに書いてあるこういう事業をしますというのは、今の吉野川の平均的な事業費、年間60やったかな、その30年分の1,800億というある程度予算の縛りを念頭に入れて書いております。計画の中には、将来構想計画みたいな若干予算を度外視してこういうものをつくっていききたいのだという理念に近い計画と、予算にある程度縛られた計画、もちろん今後の予算状況というのはわかりません。今みたいに公共事業をどんどん減らせ減らせと言っていますから、おおむね今の予算をベースに30年分を組んでいますけど、やろうとすればそれが40年かかってしまうこともあるし、それから災害や何か起きたときは、計画があろうがなかろうが別個そこを緊急復旧しないといけないというようなことがあるので、その辺でいろんな変動は生じると思いますが、これは理念を書いたものではないと。ある程度実現をやろう、きっちりやりましょうというものを書いている計画に基づいてつくったものだということは、ご理解ください。

○河川管理者

そのほかでご意見ございますでしょうか。

○土佐町長

たびたび申しわけございません。もうほかに言いませんから。

その今、理念の話が出たんですけれども、この吉野川整備計画を立てるに当たって、基本的な理念というのが出ておりますけれども、それは1つには安全で安心できる吉野川の実現というのと、2つ目には上下流の治水安全度のバランスを考慮するというのと、3つ目に人々が安心して暮らせる地域の実現と、これが3つの大きな理念として向こう30年間、この理念のもとにいくと、こういうことを書かれておりますので、これは国の方で示された理念ですので、それから見れば上流域と下流域が非常に矛盾が生じておると、そのように思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○河川管理者

どうもありがとうございました。特にもうございませんでしょうか。

○いの町長

はい。

○河川管理者

そうしましたら、どうも長時間、大変ありがとうございました。以上で、本日の審議につきましては終わらせていただきたいと思ひますので、司会にマイクをお返しいたします。

5. 閉会

○司会

本日はご熱心な審議、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。

なお、本日のご発言以外にもご意見についてはいつでもご連絡いただきますよう申し上げます。今後ともご指導のほど、よろしくお願ひいたします。

次回の会議日程につきましては、後日事務局より市長、町長、村長の皆様にご連絡させていただきます。

また、本日配付資料の中に意見記入用紙を準備させていただいておりますので、傍聴いただいた方でご意見のある方はご記入後、受付の意見回収箱に投函ください。

それでは、以上をもちまして「第2回吉野川流域市町村長の意見を聴く会（上流域）」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

[午後 3時50分 閉会]